

浦添市固定資産土地評価替え業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本業務は平成33年度固定資産評価替えに向けて、浦添市の固定資産土地評価の均衡化・適正化及び土地評価業務の効率化・高度化を図り、納税者への説明責任を十分に果たせる固定資産土地評価体制の確立を目的とする。

2 委託業務概要

(1) 業務名

浦添市固定資産土地評価替え業務委託

(2) 業務内容

浦添市固定資産土地評価替え業務委託仕様書（別紙）のとおり

3 見積限度額

11,784,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 3年間

年度別限度額

平成30年度（平成30年9月1日～平成31年3月31日） 3,024,000 円

平成31年度 4,828,000 円

平成32年度 3,932,000 円

消費税及び地方消費税の額は8%で算出。

見積限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

4 委託期間

平成30年9月1日から平成33年3月31日まで

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募書類の提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをして

- いる者でないこと。
- (6) 浦添市暴力団排除条例（平成 23 年浦添市条例第 14 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団、暴力団員でないこと。
 - (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
 - (8) 沖縄県内に本社、支社又は営業所があること。
 - (9) 沖縄県内自治体において同種の業務を受託した実績があること。
 - (10) 沖縄県内に常駐する技術者がいること。

6 スケジュール（予定）

日程	実施内容
平成 30 年 7 月 10 日（火）	公募及び質問受付開始日
平成 30 年 7 月 23 日（月）	質問受付締切日
平成 30 年 7 月 30 日（月）	公募及び提案書等締切日
平成 30 年 7 月下旬	1 次審査（書類審査）
平成 30 年 7 月下旬	1 次審査結果通知（参加全事業者）
平成 30 年 8 月 3 日（金）	2 次審査（プレゼンテーション）
平成 30 年 8 月中旬	2 次審査結果通知（2 次審査参加全事業者）
平成 30 年 8 月下旬	契約締結

7 質問の受付及び回答

質問は提出書類等の作成に係る質問に限る。評価や審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質問受付期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から平成 30 年 7 月 23 日（月）16 時まで

(2) 提出方法

質問書【様式 2】により、電子メールでの提出とする。

メール提出後、電話連絡で着信を確認すること。

(3) 提出先

浦添市資産税課 E-mail : sisanzei@city.urasoe.lg.jp

電話 : (098) 876-1234 (内線 2262)

(4) 回答方法

回答は、平成 30 年 7 月 27 日（金）までに質問内容を付して全参加者に電子メールにて行う。

8 提出書類及び部数

- (1) 参加申込書（別紙 様式 1） … 1 部

- (2) 滞納のない証明書 … 各1部
- (3) 会社概要 … 10部
- (4) 提案書 … 10部
- (5) 見積書 … 1部

※ 3か年分の見積もりを年度毎に内容が確認できるようにできるだけ詳細に記載してください。

(6) 提出された書類の扱い

- ① 提出された書類等は、審査以外の目的には使用しない。
- ② 提出された書類等の返却は行わない。

※ 提出書類の作成にあたっては、「浦添市固定資産土地評価替え業務委託審査書類作成要領」を参照してください。

9 提出期間及び提出方法等

(1) 提出期間

平成30年7月10日(火)から平成30年7月30日(月)までの土曜、日曜、祝祭日を除く8時30分から11時、13時から16時の間。

(2) 提出方法

持参のみとする。郵送その他の方法により提出された場合は、無効とする。

(3) 提出先

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市役所 財務部 資産税課 (担当：棚原)

10 審査方法

浦添市固定資産土地評価替え業務委託業者選定委員会を設け、審査は以下のとおりとする。参加申込者が1者のみの場合でも審査を行う。

(1) 第1次審査(書類審査)

参加資格の確認及び必要な提出書類等に不備がないかどうかを資産税課の審査員において審査し、第2次審査に進む事業者を選定する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査で選定された事業者に対し企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。提案企業概要一覧、見積書、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価基準に基づいて審査し、最も優れた事業者を選定し、優先交渉権者を決定する。

ア 実施日

平成30年8月3日(金)

イ 場所

浦添市役所内

ウ 出席者

3名以内

エ 提案時間

企画提案書の内容について1者あたり50分以内でプレゼンテーションを行う。その後、審査委員から10分程度の質疑を行う。

オ 機材等

プレゼンテーションに使用するスクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。その他の機器については提案者が準備すること。

カ その他

プレゼンテーションは企画提案書の内容を逸脱しないものとし、資料配付等は認めない。

(3) 審査結果の通知

以下のとおり審査結果を通知する。審査結果については、いかなる問い合わせにも応じない。

ア 第1次審査

審査結果を書面及び電子メールにて通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の詳細について通知する。

イ 第2次審査

審査結果を書面及び電子メールにて通知する。

11 審査基準

別紙1 浦添市固定資産土地評価替え業務委託業者評価基準表に基づいて審査を行う。

12 失格の条件

- (1) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (2) 審査委員、本市職員又は当該プロポーザル関係者に対して不正な接触の事実が認められた場合。

13 契約方法

契約に当たっては、優先交渉権者の事業者と契約内容を協議の上決定する。協議において両者が合意に至らなかった場合、次点者との協議を行うこととする。

14 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類については返却しない。
- (3) 提出期限後の関係書類の差し替え、再提出は認めない。
- (4) 提出書類は本審査以外には使用しない。
- (5) 参加申込後に辞退を希望する場合は、参加辞退届を提出すること。
- (6) 委託事業費については平成30年9月1日からの委託開始をもって発生するものとし、契約締結時から業務の委託開始までの間については、委託事業費は発生しない。
- (7) 参加した事業者名については情報公開の対象となる。また、事業者の提出書類は原則として情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると市が判断した情報については非公開とする。

15 担当部課

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市役所 財務部 資産税課 土地係

電話：(098) 876-1234 (内線 2262)

E-mail：sisanzei@city.urasoe.lg.jp

担当：棚原